

別 表

建設業営業所調査に際して準備する書類

(○印は準備する書類、△印は資格者証の原本がある場合は不要)

区分	事務所使用権限	代表者	経営業務の管理責任者※3 ※4	専任の技術者※3 ※4	令3条の使用人	備考
事務所の固定資産評価証明書又は納税通知書又は賃貸借契約書	○					
本人であることが確認できる書類 下記(※1)	○	○	○	○		
出勤簿		○	○	○		
給与支払台帳又は支払を証するもの(帳簿、口座振替依頼書等)		○	○	○		
健康保険の加入を証する書類		○	○	○		
後期高齢者医療制度対象者は、「後期高齢者医療証」及びあれば「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」又は「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」		○	○	○		
各種資格者証の原本			○			
工事契約書又は工事注文書等		※ 2 ○	※ 5 △			

(※1)

本人であることが確認できる書類とは、顔写真入りの公的証明書（運転免許証、パスポート）か、住民基本台帳カード（写真入り）などで、単なる住民票は不可。

(※2)

経営業務の管理責任者の資格要件である5～7年以上の経営経験については、確定申告書の控え及び当時の工事契約書や工事注文書等で確認します。

なお、確定申告書（控）は、コピーを準備してください（提出していただきます）。

(※3)

出向の場合、出向協定書、辞令、健康保険証等

(※4)

本人の住所と所在地が離れている場合

- ・車通勤の場合、「通勤経路図、車検証の写し、ETC使用実績の写し」の提出
- ・他の交通手段の場合、「通勤経路図、定期券の写し」の提出

(※5)

専任技術者の実務経験期間については、申請している期間の工事契約書や工事注文書等で確認します。自社（自営）での実務経験を説明するには、許可を受ようとする業種に関して、10年以上の確認書類が必要です。許可を持つ業者での実務経験については、過去の申請書や変更届の「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式3号）」に「その他の建設工事の施工金額」欄で当該業種施工高が計上されていない場合、契約書があっても実務経験として認めることができません。